

表

身 分 証 明 書	
第 号	
所属局部課名	
職名及び氏名	
生 年 月 日	
上記の者は、不動産の鑑定評価に関する法律第45条第2項の規定による 立入検査をする者であることを証する。	
交 付 年 月 日	
有 効 期 間	
知事 印	

裏

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）抜すい 第45条 国土交通大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、国土交通大臣にあつてはすべての不動産鑑定業者について、都道府県知事にあつてはその登録を受けた不動産鑑定業者について、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員にその業務に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
--